医療機器共同利用検査業務委託契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「発注者」という。）と国民健康保険五戸総合病院（以下「受注者」という。）は、医療機器共同利用検査業務委託について、契約を次のように締結する。

第１条　発注者は、受注者に対し、発注者の治療における検査を以下の条件で委託することを約し、受注者はこれを受注した。

第２条　この契約の期間は、契約締結の翌日から１年間とする。ただし、契約期間満了１ヶ月前までに発注者・受注者いずれからも書面による解約の申し出がない限り、本契約は自動更新されるものとする。

第３条　発注者は、受注者に検査の依頼をするときは、ＦＡＸで行うものとする。

第４条　受注者は、発注者からの依頼を受け次第、撮影日時の確認、連絡を行うものとする。

第５条　受注者は、発注者に委託料を翌月１０日までに請求し、発注者はこれを受領して内容を確認し、受領後３０日以内に受注者に支払うものとする。

第６条　委託料は、次のとおりとする。造影剤を使用した場合は、加算するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 撮影内容 | 委託料（非課税） |
| ＣＴ | 単純10,200円、造影15,200円 |
| ＭＲＩ | 単純14,500円、造影17,000円 |
| 骨塩定性検査 | 腰椎のみ3,600円、腰椎＋大腿骨4,500円 |

第７条　発注者及び受注者は、この契約による業務を行うにあたり、別記１「個人情報取扱特記事項」及び別記２「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

第８条　この契約に定めのない事項は、発注者と受注者が協議し、別途定めるものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、双方が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和31年4　　月　1日

発注者　所在地

名　称

代表者

受注者　所在地　　青森県三戸郡五戸町字沢向１７－３

名　称　　国民健康保険五戸総合病院

代表者　　五戸町長　若　宮　佳　一

別記１　個人情報取扱特記事項

第1　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当

該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第2　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公

正な手段により取得しなければならない。

第4　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を

講じなければならない。

第5　受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又

は第三者に提供してはならない。

第6　受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等

を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

第7　受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者（受注者の

子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社）を含む。）にその処理を委任し、又はこれに類する行為を

してはならない。

第8　受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資

料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9　受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだ

りに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

第10 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱の状況について実地に調査

しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第11 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に

従うものとする。

第12　発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

第13　受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

別記２　暴力団排除に係る特記事項

第１　発注者及び受注者は、五戸町暴力団排除条例（平成２３年９月１５日条例第１５号）の基本理念に則り、この特記事項を遵守すること。

第２　発注者及び受注者は、代表者及び法人役員が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

⑴　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

⑵　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

⑶　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

⑷　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

⑸　暴力団員と交際していると認められるとき。

⑹　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

⑺　その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者が各号いずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約を締結したと認められるとき。

⑻　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、原材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の損害賠償については、本契約の規定による。

第３　受注者は、暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。